

## 水質汚濁防止法の一部を改正する法律要綱

### 第一 有害物質使用特定施設等の設置の届出

一 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする際の届出事項として、特定施設の設備を加えること。  
(第五条第一項関係)

二 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする場合又は地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。))を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)  
又は工場若しくは事業場において、有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。))であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。))を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等を都道府県知事に届け出なければならぬ。  
(第五条第三項関係)

### 第二 計画変更命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が第三の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(第八条第二項関係)

### 第三 基準遵守義務

有害物質使用特定施設を設置している者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第四及び第五において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(第十二条の四関係)

### 第四 改善命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第三の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設

若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。(第十三条の三関係)

#### 第五 定期点検

有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。(第十四条第五項関係)

#### 第六 浄化措置命令

都道府県知事は、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる対象に有害物質貯蔵指定事業場を加えること。(第十四条の三関係)

#### 第七 報告及び検査

都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、有害物質使用

特定事業場から水を排出する者に対し、有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対し、有害物質貯蔵指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができるものとする事。

(第二十二條關係)

## 第八 罰則

第四の規定による命令及び第五の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対し所要の罰則を適用するものとする事。

(第三十條及び第三十三條關係)

## 第九 その他

その他所要の規定の整備を行う事。

## 第十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一條關係)

二 この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(新法第五條第二項の規定に該当す

る場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、第二、第三及び第四の規定は、適用しない。

（附則第四条関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二、第三、第四及び第五の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第六条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。